



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二八)
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二九)

省 令

○厚生労働省令第二十八号
雇用保険法 (昭和四十九年法律第十六号) 第六十二条第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年二月八日
厚生労働大臣 田村 憲久
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号) の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

附 則

第十五条の四の三 第二百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間(以下この条において「対象期間」という。)の初日が令和二年一月二十四日から新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下この条において「特措法」という。)第三十二条第一項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言(令和三年一月七日にされたものに限る。)に係る同条第五項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言(以下この条において「緊急事態解除宣言」という。)の属する月の翌月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの(以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。)に係る対象期間(以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。)については、第二百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

2 新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等(当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。以下この条において単に「休業等」という。)の日は、同条第三項ただし書に規定する基準雇用調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

2 新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等(当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。第四項及び第八項において単に「休業等」という。)の日は、同条第三項ただし書に規定する基準雇用調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。